

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職や転職ができるよう試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。

対象者 福生市内にお住まいの、20歳未満の児童を養育しているひとり親及び児童で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受給している方又は同等の所得水準の方
- ・就学経験や技能等の状況を判断して適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けたことがない方

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座
(通信制講座を含む)

支給額 最大で受講費用の60%相当額を支給

受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
受講費用の40%相当額(4千円～10万円上限)

合格時給付金

受講修了日から起算して2年以内に試験の全科目に合格した場合に支給する給付金
受講費用の20%相当額(修了時給付金と合算で15万円上限)

事前面談

受給要件について聴取をします。今までの職業経験や技能、資格があるか等を確認します。事前面談は予約が必要ですのでお問合せください。結果によっては希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<面談時持ち物>

- ・養成機関のパンフレット等(概要、スケジュール、学費等が確認できるもの)
- ・児童扶養手当証書の写し

申請に必要な書類

- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書
- ・申請者及びその児童の戸籍謄本
- ・単位取得証明（高等学校中退の場合のみ）
- ・その他必要に応じた書類等
- ・印鑑

※修業開始までに必ず申請してください。

※支給を受ける際は、受講修了後に別途支給申請書等を提出していただきます。

請求に必要な書類

【受講修了時給付金の請求】

- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給申請書
- ・給付金請求書
- ・受講対象講座指定審査結果通知書（福生市が発送するもの）
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・受講修了証明書
- ・受講者本人が支払った受講費用の領収書
- ・その他必要に応じた書類等
- ・印鑑

※受講修了日から起算して30日以内に請求してください。

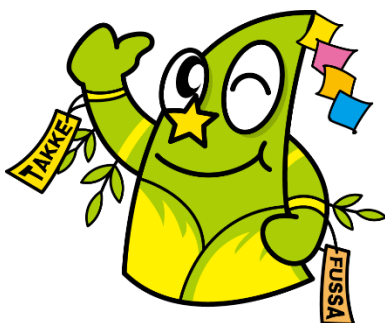
【合格時給付金の請求】

- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給申請書
- ・給付金請求書
- ・受講対象講座指定審査結果通知書（福生市が発送するもの）
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・文部科学省が発行する合格証書の写し
- ・その他必要に応じた書類等
- ・印鑑

※合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に請求してください。

注意事項

- ・ひとり親でなくなった場合、児童扶養手当の所得基準を超えた場合、市外へ転出した場合等、受給要件に該当しなくなった場合は支給できませんのでご了承ください。



まずはお気軽にご相談ください☆☆☆

福生市子ども家庭部 こども家庭センター課
こども家庭支援係 母子父子自立支援員
電話 042-539-2555（直通）